

伊是名村告示第5号

入 札 公 告 (伊是名村)

伊是名村が発注する定住促進住宅仲田2号棟、内花1号棟建築工事について、地方自治法第234条第1項及び伊是名村契約規則第5条の規定により、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。

令和3年1月18日

伊是名村長 前 田 政 義



1 条件付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 定住促進住宅仲田2号棟、内花1号棟建築一式工事(R2)
- (2) 工 事 内 容 定住促進住宅の建築工事(電気・機械設備含む)
- (3) 工 事 場 所 伊是名村字仲田1540-1番地 内花2674-2番地
- (4) 工 事 期 間 契約締結日の翌日から令和3年9月30日まで
- (5) 工 事 概 要 ①定住促進住宅仲田2号棟
RC造 平屋建て 延べ床面積89.43㎡
②定住促進住宅内花1号棟
RC造 平屋建て 延べ床面積89.43㎡

2 競争入札参加資格

次に掲げるすべての条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 次の各号に該当しないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
 - ウ 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- (6) 次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。
 - ア 3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - イ 一級建築士、一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者、又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者。

入札公告(伊是名村)

- (7) 当該工事の工種に係る経営事項審査の直近の総合評定値が935点以上で県の格付等級Aクラス以上である者。

過去15年以内において、元請けとして完成及び引渡が完了した、当該工事と同規模の建築工事の施工実績を有する者。

上記に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

なお、同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、「工事实績情報システム」に登録されている場合は、これを提出し契約書の写しを提出する必要はない。

- (8) 沖縄県又は伊是名村建設工事競争入札参加資格有資格者名簿登録されている者で、沖縄県内に建設業法に基づき設置された本店を有する者。

3 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和3年2月8日(月)13時15分
(2) 入札場所 伊是名村字仲田1203番地
伊是名村役場2階会議室

4 申請書等の提出及び競争参加資格の審査等

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を郵送若しくは持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと認められる者は、本競争に参加することができない。

- (1) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間 令和3年1月18日(月)から1月26日(火)まで。
土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時。最終日の午後5時までに必着。

イ 提出期間 伊是名村字仲田1203番地
伊是名村建設環境課
TEL 0980-45-2004

ウ 提出方法 持参又は郵送

- (2) 入札参加資格の確認結果通知

令和3年1月29日(金)までに書面にて通知する。

- (3) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

- (4) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

入 札 公 告(伊是名村)

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

エ 使用印鑑

オ 法人にあつては資本金

カ 電話番号

(5) 資格の取り消し等

ア 入札参加の資格を有する者が2(1)に該当するに至った場合においては当該資格を取り消し、又はその事実があつた後、村が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(6) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、伊是名村が実施する本業務に係る入札に限り適用する。

5 入札説明書及び仕様書等の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間 本案件広告日から入札日の前日まで。

(2) 交付方法 伊是名村のホームページに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除 ※伊是名村契約規則第8条第1項第3号適用。

(2) 契約保証金

伊是名村建設工事請負契約書第4条による。

7 入札書に記載する金額

入札金額については、本工事に要する一切の費用を含めた金額とする。落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書及び委任状には、工事名及び工事を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。

(3) 代理人が行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印鑑では訂正できない。

入 札 公 告(伊是名村)

- (4) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 入札参加資格のない者の行った入札
- イ 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- エ 委任状を持参しない代理人の行った入札
- オ 入札書の表記金額を訂正した入札
- カ 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- キ 入札条件に違反した入札
- ク 連合その他不正の行為があった入札
- ケ 最低制限価格を下回る入札

10 契約締結時期

この工事の請負契約は、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するので、建設工事請負契約書により仮契約を締結するものとし、当該請負契約に係る議会の議決があった場合は、当該請負建設工事契約書を本契約とする契約書とする。ただし、村は、当該議案が議決されなかった場合には、当該建設工事契約の相手に対していかなる責任も負わない。

11 その他

- (1) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における申請書及び資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (6) 最低制限価格を設定する。
- (7) 詳細は入札説明書による。

入 札 公 告(伊是名村)

12 本案件に関する質問・回答

質疑については、質疑書により行う。質疑事項がなければ提出は不要。なお、簡易な質疑は電話でも受け付けるが、業務時間内に限る。

- (1) 提出期限 令和3年1月18日(月)から2月3日(水)まで。
土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出場所 〒905-0695 伊是名村字仲田1203番地
伊是名村役場建設環境課(東江、神田)
TEL:0980-45-2004
FAX:0980-50-7011
メール iz-kensetsu@vill.izena.okinawa.jp
- (3) 回答方法 令和3年2月4日(木)までに入札参加資格者に通知する。